

H29後期 小型移動式クレーン運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F34 号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H29. 8. 7 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、つり上げ荷重が1t以上5t未満(※注参照)の移動式クレーンの運転は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 153 号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

*注 つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転には「移動式クレーン運転士免許」が必要です。

(埼玉局登録第 153 号 教習機関登録更新予定日：平成 31 年 3 月 30 日)

1. 日程、定員など

実施回	1	2	3
日程	10 月 10～12	12 月 4～6	2 月 13～15
開催	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
場所	30 名	30 名	30 名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	31,890(30,240+1,650)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了
B	3日	32,970(31,320+1,650)	①建設機械施工技術検定の一部 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者
C	3日	35,130(33,480+1,650)	クレーン等業務経験(1t未満)6ヶ月以上
D	3日	36,210(34,560+1,650)	未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

4. 講習科目及び時間 全科目受講者については次の通りです。

学科講習	小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	小型移動式クレーンの力学の知識	3時間
	関係法令	1時間
実技講習	小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間
	小型移動式クレーンの運転	6時間

5. 申込方法

当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAX (048-533-8401)にてお申込みください。受講申込書を郵送いたします。FAX 送信ができない場合など、お電話でも受け付けいたします。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)を貼付の上、返送して下さい。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

***各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。**

***受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

***注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会が受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)

20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

***小型移動式クレーン運転技能講習の一部免除を受ける方は、その資格を有することを証明する免許証又は技能講習修了証・特別教育修了証を必ず提示してください。(写しも添付のこと)**

小型移動式クレーン運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
A	①クレーン運転士、デリック運転士もしくは揚荷装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 ③玉掛け技能講習を修了した者	・力学に関する知識 ・運転のための合図
B	①建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、 実地試験においてショベル系建設操作施工法又は基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者 ②又は上記検定の、2級の技術検定で、昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種または第6種の種別に該当するものに合格した者 ③車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	・原動機、電気に関する知識
C	安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、 安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号まで、もしくは第19号の業務(クレーン等の運転及び玉掛けの業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者	・運転のための合図
D	A～Cまでのコースにあてはまらない者	なし

*当協会では、平成6年9月16日 基発第570号 通達による免除規定、「鉦山において、つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転業務に1月以上従事した者」
 に対しての免除コースは開催しておりません。通常コースでのご受講となることをご了承ください。